

## 第24 火気使用工事の届出

(製造所等火気使用工事の届出)

危規則第14条第3項第2号

---

- 1 危規則第14条第3項第2号の規定は、第14条第3項第1号の規定による資料提出書(軽微な変更工事)の届出をした製造所等については、適用しないものとする。(★)
- 2 製造所等の点検のための設備等の分解、清掃、組立等一連の工事については、適用しないものとする。(★)